

## 飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。
- 集荷する飼料・飼料原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、生産局畜産振興課

03-3502-8111（大代表）

農林水産省九州農政局

消費・安全部安全管理課、生産経営流通部畜産課

096-211-9111（大代表）